

報告第 7 号

専決処分の報告について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

嘉島町長 鍋田 平

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 8 年 3 月 23 日 午前 8 時 15 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 上益城郡嘉島町上六嘉 1733 番地南方 300 メートル先路上 |
| 3 | 和解の相手方 | 熊本市在住者（女性、車両所有者） |
| 4 | 事故の概要 | 自動車で行中、道路陥没箇所に進入し衝撃で車両の一部が破損 |
| 5 | 損害賠償の額 | 24,131 円 |
| 6 | 和解事項 | 本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないこと。 |
| 7 | 専決日 | 令和 8 年 6 月 11 日 |